

第 1 2 回総会議事録

<開催日> 令和 6 年 7 月 5 日（金曜）

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎（会議室 A 1 A 2）

<会議に付した議案等>

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1 2 9 号～報告第 1 4 9 号

農地法第 3 条の 3 届出 8 件

農地法第 4 条届出 3 件

農地法第 5 条届出 1 0 件

日程第 3 報告第 1 5 0 号～報告第 1 6 2 号 農地の転用事実等に関する照会 1 3 件

日程第 4 議案第 5 7 号～議案第 6 3 号 農地法第 3 条許可申請 7 件

日程第 5 議案第 6 4 号～議案第 7 1 号 農地法第 5 条許可申請 8 件

日程第 6 議案第 7 2 号 農地法第 4 条の規定による許可後の
計画変更申請 1 件

日程第 7 議案第 7 3 号 木更津市農用地利用集積計画の決定について
（令和 6 年度第 4 次計画分） 1 件

日程第 8 議案第 7 4 号 木更津市都市計画審議会委員の推薦について 1 件

<出席委員>

1 番 小倉 和	2 番 露寄 伸哉	3 番 礪貝 正一
4 番 地曳 昭裕	5 番 鈴木 康裕	6 番 寫野 知明
7 番 村田 正明	8 番 村上 常雄	9 番 関 和美
1 0 番 桐谷 勝美	(1 1 番 欠員)	1 2 番 和田 倉吉
1 3 番 金子 一夫	1 4 番 宮沢 伸子	1 5 番 礪貝 徳三
1 6 番 石渡 和美	1 7 番 齋藤 洋一	1 8 番 杉山 孝
以上 1 7 人 出席		

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 無し

<傍聴者> 無し

<事務局出席者>

事務局長 山口 裕之	係長 土屋 直輝	主任主事 杉沢 謙太郎
主任主事 伊藤 優市	事務員 山村 美緒	

〈午後 3 時 0 0 分開会〉

議長

委員の皆様には、総会への出席を頂き、ありがとうございます。

ただ今から、第１２回総会を開催いたします。

本日の出席委員は１７名であり、定数の過半数を超える出席がありますので、会議は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。

それでは、日程に入ります。

日程第１議事録署名委員の指名につきましては、議席３番議員正一委員と、議席１３番金子一夫委員を指名いたします。

書記には、事務局職員、山村事務員を任命します。

次に、日程第２及び第３、報告第１２９号から報告第１６２号まで、３ページから１１ページまでの３４案件につきまして、事務局から報告を求めます。

事務局

報告案件についてご説明いたします。

日程第２、報告第１２９号から報告第１４９号について、まず農地法第３条の３の届出が８件ありまして、全て相続によるものです。

次に、農地法第４条の届出が３件ありまして、住宅関係と駐車場用地、資材置場用地への転用の届出でした。

次に、農地法第５条の届出が１０件ありまして、そのうち８件が住宅関係、２件が駐車場用地への転用の届出でした。

次に、日程第３、報告第１５０号から報告第１６２号について、農地の転用事実等に関する照会１３件ですが、全て非農地と回答しております。

以上で、説明を終わります。

議長

次に、日程第４、議案第５７号から第６３号まで、１２ページからの、農地法第３条の許可申請７案件について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第５７号から議案第６３号、農地法第３条許可申請７案件について、ご説明いたします。

初めに、議案第５７号から議案第５９号ですが、譲受人が同一のため併せて説明いたします。

申請箇所は、３条位置図１の畔戸地先の農地になります。

農業経営の拡張のため、売買による所有権移転をするものです。

次に、議案第６０号及び第６１号ですが、譲受人が同一のため併せて説明いたします。

申請箇所は、３条位置図２の畔戸地先の農地になります。

本申請は新規就農のため申請したもので、賃借権設定の申請となります。

令和６年６月１０日に会長、職務代理者及び金田地区の農業委員・推進委員にお集まりいただき事前の審査を行ったところ、耕作の技術的なものは問題ありませんでしたが、継続的な営農を実施できるかに疑義が生じました。

その後、申請者から追加の資料を提出していただき、申請を受けることについて問題ないと判断されました。

次に、議案第６２号ですが、申請箇所は、３条位置図３の上望陀地先の農地になります。

本申請は耕作地を増やすため申請したもので、売買による所有権移転をするものです。

新規のため、中郷地区の農業委員・推進委員にお集まりいただき事前の審査会を行ったところ、申請人は元々家庭菜園を行っており、今回は申請人の自宅の隣地まで規模を拡大するためのものであり、申請を受けることについて問題ないと判断されました。

次に、議案第６３号ですが、申請箇所は３条位置図４の真里谷地先の農地になります。

農業経営の拡張のため、売買による所有権移転をするものです。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長	続いて、地区担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。 議案第57号から第61号までについて、石渡委員をお願いします。
石渡委員	初めに、議案第57号から59号について、譲受人が同一のためまとめてご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約200日で、7,410㎡の農地を申請者と雇用3名の計4名で耕作しています。 農業機械はトラクター・コンバイン・田植え機等を所有しており、自作地について遊休農地等はありません。 議案第57号における申請地の現況は畑で、現在畑として耕作している自身所有の隣の土地に繋げ、トマトや玉葱などを作付けするとのことでした。 議案第58、59号における申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことでした、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 引続き、議案第60、61号について、借受人が同一のためまとめてご説明いたします。 本件は、新規で営農を始めるため、申請がされたものです。 当該法人における本申請にあたっては、会長、職務代理者、金田地区の農業委員及び推進委員による事前審査会を行いました。 農業労働力としては、ホテル三日月の従業員10名が臨時雇用として農作業に従事することによって、今回賃借権を設定する土地は、現在のところ遊休農地であるところで、合計6,816㎡の田と2,054㎡の畑です。 それらにおいてジャガイモなどの露地野菜の作付けを行う予定で、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 農機具も、管理機・動力噴霧器・シーダー等を既に所有しております 以上のことから、農地法第3条第2項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	次に、議案第62号について、私から説明します。
杉山委員	本申請は新規で農地を取得するために申請がなされたものになります。 申請人は現在■■歳の方です。 申請地は申請人の住まいの隣で、家庭菜園として使うために本土地を所有権移転しようとするものです。 本申請にあたっては、中郷地区の農業委員及び推進委員を集めて事前審査会を行いました。 申請地が居住地の隣であることから、管理しやすく、本申請については特段問題ないであろうとして審査会は終わりました。 申請地の現況は畑で、露地野菜を作付けするとのことでした、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	次に議案第63号について、村田委員をお願いします。
村田委員	議案第63号について説明いたします。 本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。 譲受人はいわゆる一般法人であります、農地法第3条第3項の規定に基づき、賃借権設定がなされております。

村田委員

当該法人は養蜂・ブルーベリーの観光農園をメインで行う法人であり、定款の目的欄にて農業経営に関する内容が示されていることを確認しております。

業務執行役員の1名以上が当該農業業務に150日以上従事していることも、昨年度の報告書内で確認しております。

また、当該法人が現在借りている農地については、すべて効率的に耕作されております。

申請地の現況は畑で、ブルーベリーを作付けすることとすることで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われま

す。以上のことから農地法第3条の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

議案第57号から第63号までの7案件について、一括で採決したいと思います。ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。

議案第57号から63号までについて、許可に賛成の方は挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第57号から第63号までについては、許可と決定いたします。

次に、日程第5、議案第64号から第71号まで、14ページからの農地法第5条の許可申請8案件について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第64号から議案第71号、農地法第5条許可申請の8件について、ご説明いたします。

初めに、議案第64号及び第65号についてですが、申請箇所は、転用位置図5-1の高柳地先の農地になります。

申請目的は、建売分譲住宅として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。農地区分については、南側に一団の農地が存在するため、第1種農地と判断しました。

1種農地では原則転用が制限されますが、本件は住宅集落に接続して建てられる住宅であるため例外規定に該当するものです。

次に、一般基準についてご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■円となっており、それに対し自己資金と借入金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書と融資証明書により確認済みです。

転用行為の支障となる権利者はおりません。

事業完了予定ですが、令和7年12月31日に完成を予定しております。

最後に、他法令の関係ですが、開発行為許可申請書の写しなども添付され、問題ないものと思われま

す。次に、議案第66号についてですが、申請箇所は、転用位置図5-2の江川地先の農地に

なります。

申請目的は、特定建築条件付売買予定地として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者はありません。

事業完了予定ですが、令和8年12月25日までの完成を予定しております。

最後に、他法令の関係ですが、埋め立てに係る事前協議票、開発行為許可申請書なども添付され、問題ないものと思われま

次に、議案第67号ですが、申請箇所は、転用位置図5-3の長須賀地先の農地になります。

申請目的は、資材置場として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者はありません。

事業完了予定ですが、許可後6カ月までの完成を予定しております。

最後に、他法令の関係ですが、法定外公共物使用申請が添付されており、問題ないものと思われま

次に、議案第68号ですが、申請箇所は、転用位置図5-4の真里谷地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、転用を伴う地上権設定の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、

金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者はありません。

事業完了予定ですが、許可後6カ月までの完成を予定しております。

最後に、他法令の関係ですが、電力売買に係る契約書なども添付され、問題ないものと思われま

次に、議案第69号ですが、申請箇所は、転用位置図5-4の真里谷地先の農地になります。

申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。

農地区分については、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準について、ご説明いたします。

資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。

転用行為の支障となる権利者はありません。

事業完了予定ですが、令和7年1月15日までの完成を予定しております。

最後に、他法令の関係ですが、電力売買に係る契約書なども添付され、問題ないものと思われま

事務局	次に、議案第 7 0 号及び 7 1 号ですが、申請箇所は、転用位置図 5－5 の上根岸地先の農地になります。 申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。 農地区分については、第 2 種農地と判断しました。 次に、一般基準について、ご説明いたします。 資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。 転用行為の支障となる権利者はありません。 事業完了予定ですが、許可後 6 カ月までの完成を予定しております。 最後に、他法令の関係ですが、電力売買に係る契約書なども添付され、問題ないものと思われま 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。 初めに、議案第 6 4 号及び第 6 5 号について、議員正一委員をお願いします。
議員正一委員	議案第 6 4 号及び 6 5 号について、申請地の調査をしまいいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準に沿って順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水雑排水は浄化槽で処理した後に雨水とともに南側既設水路に放流する計画のため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、宅地に接している場所にあるため問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、境界から離して設置するなど日照、通風に配慮した計画のため問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われま 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用基準を満たすものと思われま よろしくご審議のほど、お願いします。
議長	続いて、議案第 6 6 号について、地曳委員をお願いします。
地曳委員	議案第 6 6 号について、仲村推進委員とともに申請地の調査をしまいいりました。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、汚水雑排水は浄化槽で処理した後に雨水とともに北側既設水路に放流する計画のため問題は生じないと思われます。 次に、申請地が集团的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、市街化が促進されている区域のため問題はないと思われます。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、境界から離して設置するなど日照、通風に配慮した計画のため問題はないと思われます。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われま 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われま よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

続いて、議案第６７号について、露寄委員お願いします。

露寄委員

議案第６７号について、柴野推進委員と申請地の調査をしてまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、周辺は申請地よりも高いため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、周辺に農地は無いため問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地はないため問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

続いて、議案第６８号及び６９号について、村田委員お願いします。

村田委員

議案第６８号について、鶴岡推進委員とともに申請地の調査をしてまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、周辺に営農中の農地はありますが、その問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地はありますが、その問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

続いて、議案第６９号について、同じく鶴岡推進委員とともに申請地の調査をしてまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われます。

次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。

次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れはないかですが、周辺に営農中の農地はありますが、その問題はないと思われます。

次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地はありますが、その問題はないと思われます。

最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

村田委員	よろしくご審議のほど、お願いします。
議長	続いて、議案第70号及び第71号について、小倉委員お願いします。
小倉委員	議案第70号及び第71号について、佐藤推進委員とともに申請地の調査をしてまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。 まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土は行わないため、土砂の流出等は起きないと思われま。 次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われま。 次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、周辺はほぼ太陽光発電のパネルのため、問題はないと思われま。 次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地はありますが、その問題はないと思われま。 最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われま。 以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われまので、当該申請は適当と判断いたしました。 よろしくご審議のほど、お願いします。
議長	以上で、説明が終わりました。先程の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。 ご意見等も無いようですので、採決にうつりたいと思います。 議案第64号から第71号までの8案件について、一括で採決したいと思いますが、ご異議はございませんか。 〈 異議無しの声 〉 ご異議も無いようですので、採決いたします。 議案第64号から第71号までについて、許可に賛成の方は挙手願います。 〈 挙 手 〉 挙手全員であります。よって、議案第64号から第71号までの8案件は、許可相当として、知事に意見書を送付いたします。 次に、日程第6、議案第72号、15ページの農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請について議題に供します。 事務局の説明を求めま。
事務局	議案第72号、農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請について、ご説明いたします。 申請箇所は、許可後の計画変更位置図の久津間地先の農地になります。 変更理由は、転用期間の延長と建設計画の一部変更です。 建築基準法の接道要件を満たせなかったため、図面の変更等に時間を要し、棟数を減らすこととなったため、期間を令和9年5月31日まで延ばし、当初2棟であった建物を1棟に減らし、建物を建築する予定であった場所を農機具置場として変更するものです。 残った建物の大きさや工事の方法などの内容は当初の許可から変更がなく、農機具置場も整地するのみとのことでした。

村田委員	以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員の地曳委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
地曳委員	議案第72号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので周辺農地の営農条件への支障について、ご説明いたします。 まず、本申請は事務局からの説明にもあったとおり、令和5年6月総会にて許可相当となった案件となります。 周辺農地の営農条件への支障についてという点では、以前の総会時の説明と同様であり、周辺の状況も変わりありませんので、問題はなく、転用許可基準を満たすものと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長	以上で説明が終わりました。 先程の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。 ご意見等も無いようですので、採決いたします。 議案第72号について、許可に賛成の方は挙手願います。 〈 挙 手 〉 挙手全員であります。 よって、議案第72号について、許可相当として、知事に意見書を送付いたします。 次に、日程第7、議案第73号、16ページからの木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和6年度第4次計画分を、議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第73号、木更津市農用地利用集積、令和6年度第4次計画の決定について、ご説明いたします。 本案件は、令和6年6月21日付けで、木更津市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、当該計画の決定を求められているものであります。 それでは、議案書の利用明細書に沿って、ご説明いたします。 今回の計画は、計画1から12となっております。 利用目的は、全ての計画が水稻となっております。 利用権設定の種類は計画6、7及び10が使用権貸借、その他の計画が賃借権となっております。 利用権設定期間は、計画1から4が9年、計画5が5年、計画6から12が10年となっております。 計画合計数は、利用権の設定が26筆、面積が合計19,099平方メートルとなっております。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。 はじめに、計画番号1番から4番までについて、桐谷委員をお願いします。
桐谷委員	まず、計画番号1番から3番について、借り受ける者が同一のため、まとめて説明します。 本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、既に借りている当該農地を期間更新するものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されるとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に

桐谷委員	利用するものと思われます。 申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 引き続き、計画番号4番について説明します。 本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、既に借りている当該農地を期間更新するものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から全く問題ないと思われます。効率的に利用するものと思われます。 申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	次に、計画番号5番について、議員正一委員お願いします。
議員正一委員	計画番号5番について、説明します。 本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	次に、計画番号6番について、地曳委員お願いします。
地曳委員	計画番号6番について説明します。 本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	次に、計画番号7番について、私から説明します。
杉山委員	本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

次に、計画番号 8 番について、齋藤委員お願いします。

齋藤委員

初めに、計画番号 8 番について説明します。

本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

続いて、計画番号 9 番及び 10 番について、借り受ける者が同一のため、まとめて説明いたします。

本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことです。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

次に、計画番号 11 番及び 12 番について、小倉委員お願いします。

小倉委員

計画番号 11 番について、松野推進委員とともに調査をしてまいりました。ご説明いたします。

本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことで、既に水稻を作付けしておりました。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

続いて 12 番ですが、同じく、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。

利用権の設定を受ける法人の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのことで、既に水稻を作付けしておりました。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局及び地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

なお、本案件の第 4 次計画分には、■■委員及び■■委員にかかる計画がありますので、議事参与の制限により、両委員は退席願います。

《 両委員 退席 》

議長

それでは、採決いたします。

議案第73号木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和6年度第4次計画分を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。よって、議案第73号は、原案のとおり決定しましたので、市長にその旨を回答するものといたします。

それでは、退席されております、■■委員及び■■委員には、お戻り願います。

《 両委員 着席 》

次に、日程第8議案第74号、23ページの木更津市都市計画審議会委員の推薦について、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第74号、議案書23ページの木更津市都市計画審議会委員の推薦についてご説明いたします。

木更津市都市計画審議会委員として、農業委員会からは、現在杉山会長が参画しておりますが、令和6年7月31日をもって任期が満了するため、木更津市長から木更津市都市計画審議会条例に基づき、改めて学識経験者として農業委員会から委員の推薦を求められているものであります。

このため、農業委員会から都市計画審議会委員として引き続き杉山会長を推薦するために、決定を求めるものです。

任期につきましては、議案書に記載のとおり令和6年8月1日から令和8年7月31日までの2年間です。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局の説明について、質問・意見等のある方は挙手願います。

ご意見等も無いようですので、採決いたします。

議案第74号、木更津市都市計画審議会委員の推薦について、原案のとおり推薦することに賛成の方は挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第74号は、原案のとおり決定し、木更津市長へ推薦するものといたします。

これにて、本日の報告事項並びに議案の審議は、全て終了いたしました。以上をもちまして、第12回総会を閉会といたします。

なお、終了時間は、午後3時58分であります。

長時間にわたり、ご苦労さまでした。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年7月5日

議 長 杉山 孝

議事録署名委員 礪貝 正一

金子 一夫